

みよし市 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金



令和5(2023)年4月1日から自転車に乗るときは自転車乗車用ヘルメットを着用することが努力義務化されました！

**自転車乗車用ヘルメット1個につき購入費の
2分の1の額【上限2,000円】を補助します。**

◎ 補助対象者 以下の全てを満たす個人又は保護者等

- ①過去に同補助金（他市町村の同補助金を含む）の交付を受けていない人
- ②暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人
- ③同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない人

◎ 補助対象のヘルメット

安全基準の認証を受けている **【新品】** の自転車乗車用ヘルメット

<安全基準>

SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全認証）



JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証）



CEマーク EN1078（欧州連合の欧州委員会の安全認証）
※自転車用規格「EN1078」の記載のないものは補助対象外です。



GSマーク（ドイツ製品安全法の安全認証）



CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の安全認証）



※オークションや個人間売買、譲渡等は対象外
※未使用品を含む中古品は対象外

◎ 補助金額等

- 自転車乗車用ヘルメットを購入した費用の**2分の1（100円未満切り捨て）**
- 使用者1人につき**上限2,000円**
- 使用者1人につき1個かつ1回まで

◎ 補助申請受付期間

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで
（令和7年4月1日以降に購入したものが対象です。）



補助金の申請から交付までの流れ



①販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入する。

購入の際、販売店等に領収書等の発行を依頼してください。
※下の「(1)領収書等」に記載を必要とする事項の記入をお願いしてください。

②申請書（交付申請書兼実績報告書）を防災安全課窓口へ直接提出する。

※申請書等は、防災安全課窓口又は市ホームページから入手できます。

申請に必要な添付書類

(1)領収書等（次の内容が記載されているもの）

①申請者又は使用者（未成年の場合）の氏名

②領収日

③領収金額（ヘルメットの購入単価の分かるもの）

④購入店

⑤品名・品番（ヘルメットを購入したことが分かるもの）

(2)安全基準の認証が確認できるもの（保証書、取り扱い説明書、カタログの写し等）

(3)住民票の写し（申請日前3か月以内の発行）

【注意】

「(3)住民票の写し」については、申請書兼実績報告書裏面にて閲覧承認をいただければ提出の必要はありません。

添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

③交付決定通知書が郵送で到着します。

申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。

④請求書を防災安全課へ提出(②と同じタイミングで提出可能です)する。

確認のため、振込先の金融機関の口座通帳をお持ちください。

⑤補助金が指定口座に振り込まれます。

